

神奈川県厚生農業協同組合連合会

伊勢原協同病院

登録医及び共同利用制度の手引き



伊勢原協同病院

担当：地域医療連携室

TEL：0120-55-7231

FAX：0463-93-9615

登録医及び共同利用制度の手引き

共同利用の手引き

目次

1	地域医療支援病院とは・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	（１）制度概要	
	（２）地域医療支援病院の主な承認要件	
	（３）当院の取り組み	
2	共同利用について・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	（１）目的	
	（２）共同利用制度	
3	共同利用制度の利用につて・・・・・・・・・・・・	3
	（１）医療機器共同利用のご案内	
	（２）施設（一部）共同利用のご案内	
4	登録医制度・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	（１）事前登録	
	（２）登録名	
	（３）登録の対象医療機関	
	（４）登録の申請方法	
	（５）登録医証の発行	
	（６）登録有効期間	
	（７）登録内容の変更・辞退	

1 地域医療支援病院とは

(1) 制度概要

「地域医療支援病院」とは、かかりつけ医等との適切な役割分担と連携を図り、地域医療全体の充実を図ることを目的とした制度で、「地域医療支援病院」としての能力を備え、設備や診療機能について一定の要件を満たした、地域医療の中核となる病院が都道府県知事より承認されます。

(2) 地域医療支援病院の主な承認要件

- 病院の規模が原則としてベッド数が 200 床以上の病院であること
- 初診患者数に占める他の医療機関からの紹介患者数の比率が 50%以上であること
- 初診患者数に占める他の医療機関への紹介患者数（逆紹介患者数）の比率が 70%であること
- 地域医療機関に対して医療機器やベッドを開放して共同利用を提供すること
- 地域の医療従事者に対する研修会を開催すること
- 地域に必要な救急医療を提供すること
- 運営にあたっては、病院職員以外の委員による継続審議を受けること 等

(3) 当院の取り組み

地域医療の第一線を担っていただいている「かかりつけ医」との連携をさらに充実させるため、次の取り組みを行っています。

登録医制度

患者さんの病状にあった継続性のある医療を切れ目なく行うため、当院と医療連携している地域の医療機関の先生方「かかりつけ医」のことです。
現在、当院では、地域の医師会から 300 を超える医療機関にご登録いただいております。登録医制度に参加していただいている「かかりつけ医」との意見交換を定期的に行うとともに、登録医の一層の拡大を図っています。

症例検討会等の実施

「かかりつけ医」との連携を強化するため、定期的に症例検討会等を開催しています。

「かかりつけ医」をもちましょう

当院では、1階の地域医療連携室内に紹介・逆紹介の窓口として「かかりつけ医カウンター」を設置し、担当職員が地域の医療機関の情報提供を行っています。また、登録医毎に紹介リーフレットを作成し地域別にラックに配架することで、患者さんが手にとりやすいように配慮しています。



登録医紹介リーフレット

- 高度な検査や入院治療が必要になった場合、当院へ紹介
- 症状が安定した患者さんは、紹介元の「かかりつけ医」をはじめ地域の医療機関に紹介します

2 共同利用について

(1) 目的

神奈川県厚生連伊勢原協同病院（以下「当院」という）の施設又は医療設備の一部を神奈川県湘南西部圏域の医療従事者、神奈川県湘南西部圏域以外の医療従事者全てに開放し、それらを共同利用（共同利用制度）することにより、診療・研修の機会を提供し、地域の医療機関とさらなる連携の下に住民に良質な医療を提供すること、および地域の医療従事者の資質の向上を図ることを目的とします。

(2) 共同利用制度

次の2つの共同利用を規定により運営します。

- ① 医療機器共同利用
- ② 施設(一部)共同利用

3 共同利用制度の利用について（医療機器・施設共同利用）

(1) 医療機器共同利用のご案内

当院のCT・MRIなどの検査機器を共同利用することができます。多様化する診療に適した利用方法をお選び下さい。

- ① 利用できる機器【別紙1参照】
- ② 利用方法【別紙2参照】
- ③ 利用出来る対象者

原則登録医の届け出をしている医療機関からの紹介患者

(2) 施設(一部)共同利用のご案内

当院の施設(一部)をご利用いただけます。

- ① 利用できる施設
図書室、会議室（大会議室・中会議室・小会議室）
- ② 利用できる対象者

原則神奈川県湘南西部圏域の医療機関及び登録医に登録されている医師の勤務する医療機関関係者

- ③ 利用方法
事前に地域医療連携室へご連絡ください

- ④ 利用費用
費用はかかりません

4 登録医制度について

登録医に登録いただきますと、以下のようなご利用が可能となります。

- ① 連携強化のための症例検討会等の開催ご案内
- ② 連携医療機関検索システムにて患者さんに対し優先的に案内
- ③ 当院より「外来表」「当直医表」「広報誌」等を毎月郵送
- ④ 当院施設を一部利用可能
- ⑤ 当院ロビーにて登録医療機関紹介リーフレット設置可能



当院ロビーにてリーフレット設置

(1) 事前登録

事前に登録（無料）が必要です。

今まで一度も患者様を紹介したことがなくても登録医になることはできますので、是非ご登録をお願いします。

(2) 登録名

紹介患者診療型共同利用及び医療機器利用型共同利用に際しては医療機関名・医師名をもって登録します。

(3) 登録の対象医療機関

原則として神奈川県湘南西部圏域の全ての医療機関に勤務する医師。

(4) 登録の申請方法【別紙3参照】

ご希望の医療機関は地域医療連携室にお申込みいただき、指定の用紙に記入頂きます。

(5) 登録医証の発行【別紙4参照】

登録された医師（以下「登録医」という）には「登録医証」を発行します。

(6) 登録有効期間

登録の有効期限は登録日の属する年度の3月31日までとし、医療機関からの申し出がない限り、次年度以降毎年更新します。

(7) 登録内容の変更・辞退

登録内容に変更あるいは辞退の場合には登録医療機関の代表者から速やかに地域医療連携室にお知らせください。

令和7年7月1日
神奈川県厚生農業協同組合連合会
伊勢原協同病院
地域医療連携室
〒259-1187
神奈川県伊勢原市田中345
TEL0463-94-2111（代表）
TEL0120-55-7231（地域医療連携室直通）
FAX0463-93-9615（地域医療連携室直通）